



とうま男の「県政人語」

2017年 Vol.12 (通算52号)

神奈川県議会議員(無所属)

うっかり不注意！みなさんは大丈夫ですか

最近、社会の高齢化に伴い、高齢者が交通事故に遭ってしまう事例が多くなってきました。

交通事故被害者の近年の統計を見ると、多い年には60歳以上の高齢者が全体の50%以上になっています。死亡者だけでは、60%以上になっている年もあり、その傾向は続いています。

運動神経や判断能力が劣っている自覚が低い？

高齢者の事故事例を見ると、横断歩道が少し遠い場所では、ショートカットのつもりで、「斜め横断や横断禁止箇所の横断」をしてしまったり、「考え事をしていて、「信号無視や交差点での安全確認無視」など、若い頃には、自然にできていた事が、年齢と共に衰えてきている自覚ができていないと言われています。

年齢と共に「視野が狭くなってきている」などの自覚を持つことが、死にも繋がってしまう交通事故から自分を

守るコツでしょう。

被害者は勿論、加害者にもなりたくない人身事故！

交通事故の被害者に高齢者が増えていますが、最近では高齢者が加害者になっている事例が、多く報道されています。多くのケースはアクセルペダルとブレーキペダルの踏み違いが多いようですが、死亡事故につながるケースも少なくありません。

一度、持っただけならば便利な運転免許と自家用車ですが、老化が自覚出来ていないと、本来なら孫などのかけがえのない家族に囲まれ、与えられた人生を楽しむはずが、結果によっては、とてもない人生になってしまいます。

始まった、国の対策は？

高齢者の免許返納を促すため、国土交通省指導により、東京23区他で近距離タクシーの初乗り運賃を下げたり、警視庁では平成29年3月12日より、



増え続ける高齢者ドライバー

75歳以上のドライバーの方で認知機能低下が原因で起きやすい、違反行為(裏面参照)をした場合、「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。万が一、検査や講習を受けないと、免許停止になります。

「注意力や注意が衰えた・運転に不安を感じる」などの自覚や、「走行がふらついている・慎重だけど速度が遅い」などを周囲の人に言われたら、一度警察にご相談ください。

取り返しのできない人生になる前に……。

みなさんご存知ですか？シリーズ(12)

臨時認知機能検査と臨時高齢者講習がスタートします

75歳以上のドライバーの方は、免許制度が変わります!!

- 75歳以上の運転者が、認知機能が低下した場合に行われやすい**特定の違反行為**をすると、「**臨時認知機能検査**」を受けなければなりません。



臨時認知機能検査の対象となる違反行為18項目

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1. 信号無視 | 10. 交差点安全進行義務違反等 |
| 2. 通行禁止等違反 | 11. 右折時、直進車や左折車への進行妨害 |
| 3. 通行区分違反(逆走や歩道通行) | 12. 環状交差点安全進行義務違反等 |
| 4. 横断等禁止違反 | 13. 横断歩道等での歩行者等の横断妨害 |
| 5. 進路変更禁止違反 | 14. 横断歩道のない交差点での歩行者の横断妨害 |
| 6. 遮断踏切立ち入り等 | 15. 徐行義務違反 |
| 7. 左折又は右折違反 | 16. 一時不停止 |
| 8. 指定通行区分違反
(右折レーンから直進するなど) | 17. 合図不履行 |
| 9. 環状交差点における左折等違反 | 18. 安全運転義務違反(わき見や操作ミス等) |

- 臨時認知機能検査で「認知機能が低下しているおそれがある」と判断されると、「**臨時高齢者講習**」を受けなければなりません。

- 臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けなかった場合は、**免許の取消し**や**免許停止**になります。

免許の分類が変わります

準中型自動車・準中型自動車免許が新設!! うっかり無免許運転にご注意!

	普通自動車	準中型自動車	中型自動車
最大積載量	2トン未満	2トン以上 4.5トン未満	4.5トン以上 6.5トン未満
乗車定員	10人以下	10人以下	11人以上 29人以下
車両総重量	3.5トン未満	3.5トン以上 7.5トン未満	7.5トン以上 11トン未満
免許の種類	普通自動車免許	準中型自動車免許	中型自動車免許
受験資格	18歳以上	18歳以上	20歳以上 普通免許保有等通算2年以上

改正前に取得した運転免許で運転できる自動車は改正後も運転することができる経過措置が設けられます。改正法施行前に取得した普通免許は、運転免許証の種類欄に準中型、条件欄に「準中型車は準中型(5トン)に限る」と表記されます。なお、中型免許が新設される前に取得した普通免許は、車両総重量8トン未満の自動車を運転できます。



とうま明男の「出前相談」

- 日常の行政への疑問や質問
- 災害や犯罪への安全・安心について
- 福祉・医療・介護の不安 等

5名程度で場所を指定してください。(自宅OK)お申し込みの際、事前に内容がわかればお伝えください。

ご連絡・申込先

FAX. 0467-57-4850

とうま明男事務所 TEL.0467-57-4855